

中国人留学生の原爆被爆とヒロシマ

—広島大学前身校の中国人留学生被爆者の人生を通して—

楊 小平

1. はじめに

本稿は、広島大学の前身にあたる広島文理科大学及び広島高等師範学校に在学していた中国人留学生の被爆体験を検証することで、具体的な歴史的文脈においてヒロシマの持つ多様な意味を捉えなおそうとするものである。

1945年8月6日、広島に原爆が炸裂した時、旧広島文理科大学及び広島高等師範学校には12名の中国人留学生が在籍し、被爆したが、その被爆実態は当時の南方特別留学生と比べて一般的に知られていない。そこで、本稿の一つ目の目的を、中国人留学生の被爆実態及び戦後の生活を明らかにすることとする。中国人留学生はどのような歴史的な背景において日本に留学し、広島で被爆したのか。被爆した当時はどのような状況であったか。広島での被爆体験は、生きのびて帰国した彼らのその後の生活にどのような影響をもたらしたのか。本稿は、まず先行研究と筆者の調査資料に基づいて、中国人被爆者の全体像を説明しながら、留学生としての被爆のリアリティを記録し、原爆被害の非人道性を明らかにするとともに、被爆体験の多様性からヒロシマの意味を検討していく。

また、戦後、日本においては1957年の「原爆医療法」と1968年の「原爆特別措置法」が施行され、被爆者援護対策が行われてきた¹。一方、在外被爆者に対する援護は、1978年、韓国人被爆者孫振斗が最高裁で勝訴したことをきっかけに、国外に居住している外国人被爆者であっても、訪日すれば被爆者健康手帳が交付されることになったが、それまで長い間、在外被爆者は援護対象から除外されてきた²。その後、韓国やブラジル、アメリカなどから在外被爆者援護に関する訴訟運動が盛んに行われてきた結果、在外被爆者援護

の政策や法律が改訂されてきた。そこで、本稿のもう一つの目的を、中国人留学生被爆者が戦後どのような行動を取ってきたのか、また日本とどのような関わりを持ってきたのかを検証することとする。これによって、「唯一の被爆国」の枠組みを破り、ヒロシマのグローバリティを検討していく。

さらに、上記2点を検討していくことで、本稿は、中国人留学生が独自の被爆体験のリアリティを以てヒロシマの一部を構成しながら、在外被爆者としての位置づけを余儀なくされるという、彼らにとって被爆被害よりも一層複雑な“ヒロシマ”の意味合いを考察したい。そこで、先行研究の調査資料を再検討しながら、2011年から行っている筆者による中国人留学生被爆者・王大文氏への調査資料を用いて具体的に考察していく。

2. 在外被爆者援護と中国人の被爆

(1) 被爆者援護と在外被爆者

まず、本稿で使用する「被爆者」という用語を説明しよう。現在、日本政府は、被爆者に対し、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(以下「被爆者援護法」)の下、健康診断や手当支給などの施策を行っている。被爆者援護法に定められる「被爆者」とは、被爆者健康手帳を所持している者を言う³。一方、様々な事情から自国に戻った被爆者や海外に渡った被爆者は、日本に滞在している期間を除いて、長い間被爆者援護法の対象となっていなかった。また、被爆手帳の申請は自主的に行われるものであり、差別を恐れて被爆手帳を申請せず沈黙したままの被爆者もいた⁴。そこで、本稿での「被爆者」は、1945年8月6日と9日に、広島市と長崎市の原爆投下攻撃による被爆被害を受けた者すべてを指すものとする。

在外被爆者とは、「日本国外に居住する被爆者」を指す。日本から海外へ渡った経緯は様々であり、その居住地は世界30数カ国にも及んでいる。被爆者の中には、戦後海外に移住した日系人・帰国した外国人がおり、これらの人々は大韓民国、中国、朝鮮民主主義人民共和国などのアジア諸国、アメリカなどの北米諸国、ブラジルなどの南米諸国等に居住している。2016年3月現在、在外被爆者のうち、被爆者健康手帳の交付を受けている者は約3,389名であるが、これ以外にも手帳を保持していない在外被爆者が多数存在する。

原爆投下時に広島・長崎にいた外国人のうち、日本の植民地支配下にあった朝鮮半島からの強制連行、あるいは、親類を頼って移り住んだ人々については軍人・軍属もいたため、被爆の実態は明確ではない⁵。また、広島市内に収容された米国人捕虜は10数名の死亡が確実とされている⁶。台湾出身の軍人・軍属や中国東北部からの留学生、強制連行の中国人のほか、インドネシアやマレーシアなど東南アジア各地からの「南方特別留学生」⁷もあり、彼らもまた余儀なく被爆者となった。

前述した1978年の韓国人被爆者孫振斗裁判をきっかけに、韓国人・朝鮮人被爆者による被爆者援護訴訟は在外被爆者援護の改善を牽引してきた。2002年の韓国人被爆者郭貴勲裁判においては、「日本から出国した在外被爆者に引き続き手当の支給資格がある」との判決が下された。2016年1月1日からは、居住国で医療を受けた場合も医療費支給申請が可能となった⁸。さらに、国外に居住している被爆者は、援護法に基づく援護を国内の被爆者と同様に受けることができない部分もあるため、それを補うための事業を予算事業として、在外被爆者支援事業が実施されている⁹。

(2) 中国人の被爆

広島、長崎で被爆した中国人については、本稿では強制連行労働者、台湾籍、中国内地からの留学生という3つのカテゴリーに分類して、その概要を説明する。

① 強制連行労働者たちの被爆

原爆投下時、中国から日本に強制的に連行された中国人が広島と長崎にいた。日中戦争から太平洋戦争へと戦争が拡大の一途をたどるにつれ、軍需工場、鉱山、炭鉱での労働力、更に軍事基地・鉄道・道路・港湾等の建設のための労働力不足は深刻化した。そこで、日本政府は、従来の「自由募集」「斡旋」という方法に加え、国家総動員体制の下で、1942年に中国人労働力を強制的に利用する政策を打ち出した¹⁰。日本に強制連行された人々は、少なくとも日本の国家政策の強権的実行の結果、自らの意思に反して郷土と祖国を離れ渡日し、広島および長崎にいたのである。その結果、中国人被爆者にとつてのヒロシマは、一般の日本人被爆者の被爆被害のほかに、強制連行の被

害という重層的な歴史的構造を持つことに留意すべきである。

長崎市では、1945年8月9日の原爆投下によって、爆心地の北250mの旧浦上刑務支所にいた職員、家族、収容者計134名が全員死亡した。そのうち、中国から強制連行され、浦上刑務支所にいた32名の中国人も被爆死した¹¹。写真1「浦上刑務支所中国人原爆犠牲者追悼碑」が、2008年に長崎平和公園の中に建立された。碑文には、元長崎市長本島等の名とともに、「この地で原子爆弾により非業の死を遂げた中国の方々を追悼するとともに非戦と核廃絶を誓ってこの碑を建立する」と、刻まれている。



写真1 浦上刑務支所中国人原爆犠牲者追悼碑

写真2 安野中国人受難之碑

広島市では、広島県北部の安野発電所で拘束された16名のうち、広島市中区吉島町の広島刑務所に送られた11名は、別の事件で収監中の3名とともに所内で被爆したが、全員が助かって中国へ帰国した。爆心地近くにある警察署では5名が即死し、収骨不能だった¹²。1993年7月、「強制連行された中国人被爆者との交流をすすめる会」の招きで、新潟に強制連行され広島刑務所で服役中に被爆した中国山東省の張文彬が訪日し、被爆者健康手帳が交付された。ほか、被爆者健康手帳が交付された中国人強制連行労働者は3名おり、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館には、4名の被爆者の名前が登録されている。写真2「安野 中国人受難之碑」は、2009年10月23日に中国人受難者・遺族と西松建設株式会社との間で成立した和解を受けて、2010年に広島県安野太田町の安野発電所の敷地に建立されたものである。碑文には「第二次世界大戦末期、日本は労働力不足を補うため、一九四二年の閣議決定により約四万人の中国人を日本の各地に強制連行し苦役を強いた。広島

県北部では、西松組（現・西松建設）が行った安野発電所建設工事で三六〇人の中国人が苛酷な労役に従事させられ、原爆による被爆死も含め、二九人が異郷で生命を失った。」と明記されている。

② 台湾籍の被爆者たち

台湾籍の被爆者には、従業員や学生のほか、台湾出身の軍人・軍属がいた。厚生労働省の「平成 17 年度原子爆弾被爆者実態調査」（調査結果の概要）によれば、台湾籍の被爆者健康手帳の取得者は 14 名だった[厚生労働省 2010]。また、長崎市の在外被爆者支援連絡会は、2010 年に台湾の現地調査を行い、長崎での被爆 8 名、広島での被爆 7 名の存在を確認し、そのうち 12 名の被爆体験、被爆者援護の状況、生活環境などが判明した¹³。状況が判明した長崎での被爆者は、旧長崎医科大学に留学し、卒業後、勤務医をしていた台湾人 2 名、長崎の女学校に留学していた台湾人 1 名、戦後、台湾人男性・華僑と結婚移住した日本人女性 2 名である。

状況が判明した広島での被爆者は、日本軍の特別幹部候補生に志願した台湾人 2 名、軍関係台湾人 1 名、広島の旧制中学校に留学し学徒動員中に被爆した台湾人 2 名、母親が広島出身の日本人で広島在住中に被爆した台湾人 1 名、戦後、台湾男性と結婚し移住した日本人女性 1 名である [平野 2012]。そして、手帳取得のきっかけが興味深い。2002 年における韓国人被爆者郭貴勲裁判の判決や、2009 年に長崎で被爆した王文其に手帳が交付された情報が彼らに伝わり、それが手帳交付申請のきっかけとなった。台湾の被爆者は、留学のために日本に来た比較的裕福な層が多く、さらに、2011 年「台湾被爆者の会」が形成されるまで、被爆者団体や支援団体などの支援体制がなかったことも大きな特徴である。また、広島市被爆者支援課によれば、2016 年 8 月現在、被爆者手当を受けている台湾籍被爆者は 5 名である。

③ 広島大学前身校の中国人留学生被爆者たち

広島大学は多くの前身学校を持つが、広島に原爆が投下された当時、広島文理科大学及び広島高等師範学校に中国人留学生がいた。

中国人留学生の被爆に関する実態調査については、1949 年に広島大学が

広島市中区東千田町一丁目のキャンパスに原爆死没者追悼之碑を建立するのに合わせて実施されたが、当時の留学生担当教授が被爆死していたほか、資料も焼失したため、留学生の正確な人数さえつかめなかった。そこで、本稿は、下記の資料における中国人留学生の被爆状況に関する記述を検証した結果、12名の留学生が被爆、うち6名が被爆死とした。

財団法人日華協会「昭和二十一年度事業報告書」の記録によれば、広島高等師範学校の「中華民国」留学生1名が死亡、2名が負傷。日華協会は職員を広島へ急派して負傷者を保護、東京に連れ帰って治療した。9月12日、留学生の疎開先の各地で原爆によって亡くなった留学生の慰霊祭が執り行なわれた¹⁴。

広島県の『広島原爆戦災誌』によれば、広島文理科大学と広島高等師範学校には中国東北からの留学生は12、13名ぐらいおり、4名ないし6名（満州・モンゴル出身）が被爆死した¹⁵。

広島大学原爆死没者慰霊行事委員会が編成した『生死の火 一広島大学原爆被災誌』によれば、「中華民国」「満洲国」「蒙疆政権」からあわせて37名以上の留学生が広島文理科大学と広島高等師範学校に在籍、遺体を確認した者はいないが、状況から考えて少なくとも「満洲国」出身の3名が被爆死した¹⁶。

江上の調査「中国人留学生と原子爆弾被爆」によれば、中国人留学生は、華北2名、華中1名、内モンゴル1名、東北8名の12名であり、被爆死は6名、ほか1名が日本に残り、4名帰国、1名不明と判明した¹⁷。

江上の資料と照合すると、財団法人日華協会が言及した「中華民国」留学生のうち、死亡者1名は戴璉、負傷者2名は董永増、朱定裕だと推定できる。江上は、元留学生に直接手紙を書き、当時の中国人留学生の在籍状況、被爆の状況を整理した。また、筆者は、元中国人留学生被爆者・王大文に江上論文の内容について確認を取り、事実であるとの返答を得た。ほかに、周(2011)によれば、奈良女子高等師範学校から広島文理科大学に進学した者が5名いたが、1名は1945年春の空襲で死亡、1名（張秀英）が原爆で死亡した。ほか2名はすでに帰国し、被爆した初慶芝も1950年に帰国した¹⁸。

1945年8月6日当時、広島文理科大学及び広島高等師範学校に在学して

いた 12 名の中国人留学生の状況は表 1 の通りである。

表 1 中国人留学生と被爆状況一覧表

	華北/華中	内モンゴル	東北（旧満州）
広島高等師範学校	董永増（1950 年帰国）、戴璉▲/ 朱定裕（日本に残留）	張家驥▲	王大文（1952 年帰国、1981 年被爆手帳交付）、金享圭（行方不明）、嘎昆雅図▲
広島文理科大学			由明哲（1950 年帰国、1981 年被爆手帳交付）、初慶芝（1950 年帰国、1986 年被爆手帳交付）、関英吉▲、董家麟▲、張秀英▲

* 表は、[江上 1983] [周 2011] を参考に筆者が作成。

* ▲は、被爆死を指す。

初慶芝、張秀英は、それぞれ 1943 年と 1944 年秋に、奈良女子大学高等師範学校から広島文理科大学に入学した。朱定裕、董家麟、戴璉は、1944 年に東京高等師範学校に入学したが、1945 年、東京における空襲が激しくなり、広島高等師範学校に転校した。1981 年 7 月、広島文理科大学へ留学中に被爆した由明哲は王大文とともに 36 年ぶりに広島を再訪し、広島県が 2 人に被爆者健康手帳を交付した。被爆後、帰国した中国人への手帳交付は、これが初めてのことであった¹⁹。

3. 中国人留学生被爆者への視座——先行研究を踏まえて

上記の 2 で説明したように、中国人留学生被爆者を含む在外被爆者援護の問題は、日本政府の被爆者援護制度が在外被爆者をどのように包摂できるかという点にある。一方、在外被爆者問題を通して、医療・生活支援問題、法的保障問題など人道主義的救護にとどまらず、核廃絶、歴史の和解や国際理解に寄与する可能性を見出すことができよう。

(1) 在外被爆者問題としての中国人留学生の被爆

平岡は、広島市の平和運動の問題点として被爆者意識だけが強調されていると指摘し、韓国人被爆者孫振斗問題をめぐる日本政府と日本国民の中に潜む「二重の偏見」構造を指摘しながら、韓国人被爆者の「人間回復」への努力を「壁との戦い」と表現し、日本政府と市民の責任として韓国人被爆者支援の必要性を強調した [平岡 1972]。竹峰は、被爆者援護制度における「被爆者」概念は、「被爆者」を日本国内に、「放射線」と「健康面」の影響に限定し捉えてきたことに、日本政府の政治的方針が投射されたと指摘する [竹峰 2008a]。

強制連行による中国人被爆者は、韓国人被爆者と同じように「二重の苦しみ」構造に置かれた。被爆者の呂学文、孟昭君による西松建設に対する「要求書」(1993)には、「私たち二人は収容所での〈事件〉がもとで逮捕され、広島刑務所で被爆したが、この事件は人間性を踏みにじる虐待に対する抵抗であり、民族の尊厳と誇りを守るためのものであった。その意味で、私たちは西松組によって強制連行・強制労働及び被爆という二重の苦しみをうけたものである」と記述されている。さらに、中国では1950年代から1976年までさまざまな政治運動が展開されたが、彼らは日本に強制連行された経歴のために「日本のスパイ」「裏切り者」と批判を受けた。本人だけでなく家族も政治的な名誉を失い、人間としての尊厳を傷つけられて村の中で孤立し、学校・職場などでさまざまな不利益を蒙った [強制連行された中国人被爆者との交流をすすめる会 1995:148]。また、田中は、日本敗戦前後の中国人留学生政策から、中国人留学生の来日、空襲による地方への疎開、広島原爆を含む疎開先で受けた爆撃被害、そして敗戦直後の留学生の帰還等の過程を分析した [田中 2013]。

従って、中国人留学生の被爆実態を明らかにすることは、ヒロシマのリアリティの多重性を示すとともに、日本の被爆者援護法の平等適用と被害の補償問題へつながると言える。

(2) グローバルヒバクシャとしての中国人留学生の被爆

社会学者の竹峰は、「地域性や多様性に十分留意しながら、放射線被曝とい

う共通項で、広島・長崎原爆を含め様々な核被害の問題を横断的にとらえ、核被害を訴える人びととその支援者が、世界規模で結びつくことを志向した、実践性をもたせた言葉である」とグローバルヒバクシャを定義している [竹峰 2008b]。また、竹峰は 1977 年、長崎にて開催された NGO「被爆の実相とその後遺・被爆者の実情に関する国際シンポジウム」における「ヒバクシャ」の議論を整理したうえで、「ヒバクシャとは単なる被爆者としてのみ定義できるものではない。核被害を背負いながらも、生きて立ち上がり、繰り返されない証を求め、語り、生き抜いてきた被爆者の姿が刻まれる。——また、広島・長崎の原爆を体験した人々だけでなく、それがもたらした核の時代によって全人類がヒバクシャになりうる。——地球規模の放射線汚染の広がりを自覚して生み出された言葉であり、広島・長崎の被爆者と非体験である自分を結び、核時代に批判的に向き合う土俵を築くもので、『私たちもまた、ヒバクシャ』である」と、ヒバクシャの意味を分析した [竹峰 2016]。ヒバクシャそしてグローバルヒバクシャの概念は、いずれも「唯一の被爆国」の枠組みから「意識のグローバル化」を図り、それぞれの地域で核被害を訴える人びとの声を個別特殊な問題と切り取るのではなく、空間を超え、地球規模で結びつける回路とし、被爆者問題を自分たちの問題として引き受けていく思考そのものである。

本稿では、グローバルヒバクシャ概念の「意識のグローバル化」を受け、中国人留学生在が被爆被害を背負いながら、苦痛を乗り越え、戦後を生き抜いてきた姿を描くことで、「日本の広島・長崎」という閉ざされた枠組みを打ち破りたい。

4. 元中国人留學生・王大文の被爆体験とヒロシマ

主な資料は、2011 年の筆者による王へのインタビュー調査であるが、先行研究や新聞報道も一部参考とする。

(1) 被爆前における留學生生活

王大文は、1925 年生まれ、遼寧省海城県出身であり、2017 年 2 月現在中国内地で唯一健在する被爆者である。1943 年 3 月から 45 年頃にかけて、王は「満州国留學生」として東京都立第十五中学校（現在の東京都立青山高等

学校)に2年間通っていた。東京の空襲が激しくなってきたため、20歳頃に広島高等師範学校の入学許可を受け広島へと疎開した。

それは、1944年12月29日、日本政府が「留日学生教育非常措置要綱」を閣議決定し、留日学生の転学・疎開による集合教育を打ち出したことに起因した。というのも、実施にあたっては、「大学高等専門学校(教員養成諸学校を含む)に於ける同一種類の学校の留日学生は、官公私立学校を通じ、之を国別(満洲国、中華民国、南方諸地域等)に一乃至数校に於て集合教育を行うを以て原則」とする、国別・専門別の集合教育が提示されたからである²⁰。しかし、皮肉なことに、空襲爆撃からの避難先に指定された広島は、原爆被爆を受ける地となった。

王大文は広島文理科大学・広島高等師範学校の留学生寮である興南寮に入寮するも、2〜3ヶ月後、皮膚科医院の長谷信夫院長が世話をする塚本町の寮に移った。寮は、当時満洲国留学生専用の寮であった。寮には内モンゴルや旧満州地方から来た満洲国留学生男子22名がおり、女子留学生は、近くにある長谷先生の自宅2階を寮として6〜7名が住んでいた。

1945年4月に高師理科1年生になると、日本人新入生は工場へ勤勞奉仕に行き、留学生は残って授業を受けた。学校は爆心地から1,500メートルくらいの場所(広島市中区東千田町)にある木造2階建ての建物で、1階には4つほどの教室があり、2階ではいつもピアノなどの音楽が流れていた。学生数が少ないので2階の音楽教室を利用していた。5月になると時々空襲警報が出されるようになった。6月30日²¹、大学校内や寮の隣に爆弾が落とされ、中国人女子留学生の張静が、落下した爆弾のそばを歩いていて土砂に埋もれ亡くなってからは、帰国者が相次いだ。残った中国人は12名だった。

(2) 原爆投下直前と被爆直後の体験

1945年8月6日、王のいた教室は原爆が爆発したときの閃光に面しておらず、反対側であった。小さな音楽教室には黒板と、頑丈で大きな机が一つだけあった。王は一番奥の教室に一人で座り²²、弁当を食べて自習しながら8時に先生が来るのを待っていた。隣の教室では南方特別留学生(文科)と先生との学術論争の声が聞こえ、廊下の向こう側の教室では誰かが静かに自習

していたようであった。

そのとき突然、飛行機が急降下する音が聞こえた。警報も出ていないのになぜだろうなあと思いに思ひ、窓を押し開けて、頭を出して様子を見てみようとした瞬間、ピカッと雷のような光が射し、反射的に頭を抱えて身を伏せ、そのまま意識を失った。

崩れた壁の穴を通して逃げるマレーシア人留学生の身体が触れ、意識を回復した。大きな机のおかげで崩落した梁の直撃を免れ、命が助かった。周囲は埃だらけ、立ち上がると耳も口の中も埃にまみれ、顔の右側と足に擦り傷を負っていた。外は薄暗く煙が舞い、3.5メートルほどの視界しかなかった²³。外に出てみると、校舎はすべて崩れていた。

塚本町の寮に戻って友人を探すため、相生橋に向かって走り出した。道はなく、崩れた家々の屋根を踏んで寮へ急いだ。その道中、胸のあたりの肉が垂れている人や、妙な死体もあった。途中、13歳くらいの女の子の母と妹が下敷きになっているのを助けた。

8月7日、長谷先生の家を直すのを手伝った。1日半ほどかけて瓦や煉瓦を運んで山本家の屋根を修理した。

8月8日、市内中心部に入れることになり、広島高等師範学校へ行くと、実験室で董永増と朱定裕に出会った。戻って長谷先生へ報告し、二人を連れてきても良いと許可を得た。この時山本家には王文大、董永増、朱定裕、由明哲、初慶芝の5人の留学生が集まったことになる。その後、由は約3カ月、王は数日間、広島県佐伯郡廿日市町の正行寺に身を寄せて療養した。東京へ行く1週間ほど前には、市内で消毒作業が行われ、日本やアメリカの飛行機が消毒粉をまき、遺体や遺骨を収集していた。

王大文は董永増、朱定裕、由明哲、初慶芝とともに広島で被爆し、幸いにも生き残った中国人留学生被爆者である。そして、被爆直前のいつもの日常から、一瞬にして校舎が崩れ、火と瓦礫、死者の遺骨、怪我人などの風景は、まさに原爆被爆の象徴的な体験であった。留学生同士の助け合い、日本人山本家の世話、そして正行寺という避難所は、被爆被害の苦しみとともに、中国人留学生被爆者が経験したヒロシマの記憶の一部となった。それが懐かしい記憶としてよみがえるのは、後に王が広島を再訪問した時のことである。

(3) 東京に戻り、帰国するまで

1945年9月、王は伯父（「満州国」最後の駐日大使）のいる東京へ戻った。被爆直後、乃美尾（広島県東広島市）で再開された学校に行くも、そこでの生活があまりにも困難だったため、勉強の継続をあきらめて再々度上京、東京工業大学へ入学し5年間勉強した。

東京で検査を受けると貧血病と診断され、ブドウ糖注射の投与を長い間続けた。髪が抜け、歯から血が出るなど放射線後障害に襲われながらも勉学を続けた。毎日注射をしているうちに回復したため、治療を中止した。

その後、しばらく横浜中華学校の教師となる。1952年に誕生間もない中華人民共和国政府の教育部に帰国願いの手紙を出し、中国に帰国した。

1945年8月18日、大東亜省は「留日学生ニ関スル措置」を定め、「今後とも終始道義的に之を取扱い、為し得る限り留学の目的を達成せしむ」とあるように、それまでの政策の継承が目指された結果、王も東京工業大学での勉強を継続することができた。ところが同年10月22日、「留日学生帰国ニ関スル件」が定められ、留学生を積極的に帰国させよう方針が転換された。しかし、帰国者は少なかった。留日学生が最も懸念していたことは国費留学生として派遣された自身の処遇、そして、「満州国」「蒙疆政権」等との関係が終戦後の中国でどう見られるかであり、そのために帰国を逡巡する者が多かった。終戦直後、GHQ占領下の日本において、中国人留学生の考え方や行動に影響を与えたのは、日本政府だけでなく、GHQ、国民党政府、中国共産党、そして華僑等である [田 2015]。かつての傀儡政権により中国内陸から日本に来た留学生には、派遣母体の崩壊によって学費や生活上の助成金、生活費の支給はもちろん中止されていたが、王は、伯父の支援を受けながら、日本に残留した。

その後、1949年の中華人民共和国建国後、海外における中国人留学生と華僑が重要視され、王は1952年に帰国することとした。田の研究によれば、中国共産党は、中国国内の状況を留日学生や華僑へ積極的に知らせ、彼らの愛国主義的感情に訴えて、祖国建設へ貢献するよう呼びかけた。1950年代前期、日本にいた留学生と華僑の間では、中国共産党の呼びかけに応じて中

国大陸へ帰る「帰国ブーム」が発生した [田 2015]。

(4) 帰国から再訪日まで

帰国後、1966～76年の文化大革命の間は山東省の田舎へ移った。1976年から、南京工学院（現東南大学）に招かれ教鞭を取った。

1979年11月20日、南京工学院の王大文と元北京工業大学教師の由明哲が北京飯店を訪れ、広島県議会訪中団の児玉秀一議長らと面会した²⁴。それに先立ち、1979年元日に、由は満州時代から世話になり、被爆後、療養と生活の世話を受けた正行寺の松野阿棍に年賀状を送った。その後、松野への返信に、「私は再び日本へ旅游したい。入境許可は中々難しいそうです。聞くところによれば日本には何々か機関——病院ですか、慈善団体ですか——あると言いました。広島長崎両市の原爆の罹災者に対して、年毎に1回無料で身体検査して貰うことが出来ました。私の様な外人も出来ますか。できれば私も年1回日本へ行かれます」との手紙を書いた²⁵。これを聞いた同県議会は、同年5月、2人が8月に訪日するための招待状を送ったが、中国でのビザの交付が出来なかったため、訪中前の7月12日に、廖承志中日友好協会会長宛に由と王の訪日招請状を送った。

また、1979年12月7日夜北京の人民大会堂で開かれた大平正芳首相主催の答礼宴に出席した中日友好協会顧問の趙安博は、広島で被爆した元中国人留学生の広島再訪問・検診について記者の質問に答え、「もし広島県議会などが受け入れ態勢を整え、正式に招請すれば問題はない」と述べ、実現の可能性を明らかにした²⁶。由が松野に訪日を打診する手紙を書いたから1980年6月25日正式に訪日が決定されるまで、1年半を要した。

児玉議長らと面会するまで、王は被爆の事実も日本に留学したことも周囲に沈黙し続けていたという。筆者からの「中国の生活の中で、なぜ被爆のことを隠していたのか」という質問に対して、王は次のように答えた。

私は周りの人に言ったことはなかった。私の同期で、由という人がいて、彼は私より1年前の1951年に帰国した。由は1度中国で取材を受けたこ

とがあり、それが報道された後、記者までもが政府から批判された。だから、私もちょっと怖くて周りには何も言えなかった²⁷。

由の「私が遭った原子爆弾」は、1950年11月11日の『人民日報』に掲載され、広島が世界に有名な平和都市となったこと、また由が経験した被爆の恐怖を描いた [由 1950]。しかし、1950年6月に朝鮮戦争が勃発し、10月には中国人民志願軍が参戦した。よってこの文章はアメリカの核威力を宣伝する効果に利用されるのではないかと、由と記者は政府から批判されたという。このように中国人留学生の被爆体験は、時折、中国の政治的・社会的状況に応じて異なる意味として捉えられることがあった。

(5) 被爆者健康手帳交付以降

1981年7月17日、王と由の二人は広島県議会日中友好議員連盟の招待で訪日した。広島で原爆の被害を受けた元中国人留学生が帰国後再び日本を訪れるのは初めてであった。18日、広島県から王大文と由明哲に対し、「被爆者健康手帳」が交付された。写真3は、王大文の被爆者健康手帳であり、中には被爆場所として「東千田町 爆心地から1.3キロメートル」と記載されている。

18日朝、広島訪問の橋渡しをした広島県議会日中友好議員連盟の児玉秀一会長らと広島市平和記念公園の原爆慰霊碑へ花束を手向けた。続いて原爆資料館などを見学した。被爆し、負傷して逃

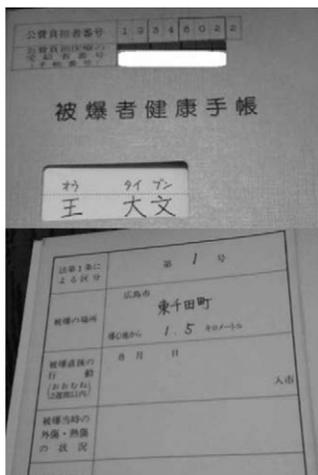


写真3 王大文の被爆手帳

げた苦しい記憶をよみがえらせた2人は、「本当にみじめでした。決して忘れられない体験。思い出すと、悲しくなります。生き残ることができた私たちは幸いです」と顔を曇らせ、当時とはすっかり変わった市街地の様子に「見

事に復興した姿に驚き、感心しました」と感想を述べた²⁸。

19日には、被爆直後、傷ついた身を寄せた正行寺を訪ねた²⁹。松野阿梶は、亡くなった夫の無外が旧満洲の軍管学校にいた1943年に由や王と知り合い、2人に広島留学を勧め、広島に来たら「正行寺を訪ねるように」と地図を手渡した³⁰。再訪日から帰国した王は、阿梶への手紙に次のように書いた³¹。

松野先生のご家族から始め、日本の親しい友人たちのお世話により、自己の体の健康状態詳しく検査して貰いました。——日本人民の親しい友情に対して私と私の子孫に永遠に忘れることが出来ません。これから私たちの生活を豊かにする為世界の平和を守る為日本の人民とともに親密に手を携えて頑張っていくつもりです。

1981年、王は南京工学院講師を退職した³²。2017年2月現在に至るまで、妻と長男夫婦、孫の5人で暮らしている。そして2004年10月5日、王は中国新聞記者西本雅実の招待で、被爆者援護法に基づく健康管理手当を申請するため広島市を訪れた。広島市は12日、中国・南京市の被爆者王大文に、被爆者援護法に基づく健康管理手当の支給を決め、11月分から中国へ送金を開始した。在外被爆者へ手当が送金されるようになった2003年3月以降、広島市で手続きをした中国人被爆者は王が初めてである³³。

また、2011年5月23日、国外居住を理由に被爆者援護法による手当の受給権が認められず精神的損害を受けたとして、王と台湾の被爆者が、初めて日本政府に損害賠償を求め、広島地裁に提訴した。

長い間、被爆者援護の枠から外れてきたことについて尋ねると、王は次のように答えた。

最初は、私は何も思わなくて、積極的に何もやらなかった。日本で被爆者の保護や手当があることを知らなかった。誰も知らせてくれなかった。私が初めて被爆者援護法を知ったのは、1979年頃由明哲さんから教えてもらった。私も被爆者だから、権利がある [筆者 2011]。

王が被爆者の援護や手当のことを知らなかったのは、1972年に「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」が締結されるまで、日中間に情報の断絶があったことに一因があるのは確かである。しかし、根本的には、竹峰が示唆するように、日本政府が、日本に居住していないことだけを理由に、意図的に在外被爆者を排除した政治的方針に起因すると考えられる。さらに、「共同声明」の5条「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」との項目も、中国人の賠償請求を封じ込めてしまった一因ではないだろうか。

(6) 中国人被爆者王大文の被爆体験と生活史のまとめ

王の被爆体験及び帰国後の出来事は、表2のようにまとめることができよう。

表2 中国人被爆者王大文氏の被爆と歴史的背景 一覧表

年月	王大文氏の経歴	歴史的背景
(1) 被爆前における留学生生活： 1931年3月～1945年8月5日	▶1943年3月来日、東京都立第15中学校に入学。 ▶1945年2月に広島高等師範に転学。	▶1932年から「満洲国」における「集合教育」。 ▶1944年6月2日に「満洲国留日学生の勤労働員に関する件」。 ▶1945年2月に「留日学生非常措置実施要領」。
(2) 原爆投下直前と被爆直後の体験： 1945年8月6日	▶8月6日、音楽教室で被爆、負傷。 ▶8月9日まで、救援活動に参加。	▶8月6日午前8時15分、米軍が投下した原子爆弾が、中島地区の島病院の上空600メートルで炸裂。

<p>(3) 東京に戻り、中国に帰国するまで： 1945年9月～ 1952年8月</p>	<p>▶1945年9月東京へ、東京工業大学に入学。</p>	<p>▶1945年8月18日に「留日学生ニ関スル措置」。 ▶1945年10月22日に「留日学生帰国ニ関スル件」。 ▶1946年6月18日に「外国人留日学生取扱要領」。 ▶1947年2月20日に「外国人留日学生取扱要領に関する件」。</p>
<p>(4) 帰国から再訪日まで： 1952年9月～ 1981年6月</p>	<p>▶1952年に帰国、南京工学院教師。 ▶1966～76年の文化大革命の間は山東省の農村へ ▶1976年に南京工学院で教職。 ▶1979年正行寺に手紙。</p>	<p>▶1972年9月29日に「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」。 ▶1978年8月12日に「日中平和友好条約」。 ▶1978年在外被爆者も訪日すれば、被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給等が可能に。</p>
<p>(5) 被爆者健康手帳交付以降： 1981年7月～</p>	<p>▶1981年7月に訪日、被爆者健康手帳の交付。 ▶2004年10月5日、健康管理手当を申請。 ▶2011年5月23日、日本政府に慰謝料を求める訴訟。</p>	<p>▶2003年在外被爆者への健康管理手当の送金が可能に。 ▶2011年5月23日、中国と台湾に住む被爆者による初めての集団訴訟。</p>

6. まとめ

(1) 中国人留学生の被爆体験からみるヒロシマの多層的な構造

上記の分析のように、中国人留学生の被爆体験は、日本人被爆者とは広島

に居合わせた背景からして異なった位相に置かれていることが明確である。さらにこれにつづく被爆、帰国、戦後の生活と進むにつれて、その位相のズレはいっそう拡大することになる。留学生の戦後の生活は、日本の植民地・占領地政策及び留学生制度の変容、また中国国内の社会状況及び日中間の関係の変化によって、日本の被爆者や、ほかの在外被爆者とは異なる道を辿った。本稿では王大文氏の戦後の生活史を通じ、1981年に被爆者健康手帳が交付されるまで、被爆者援護の情報も、中国国内における被爆者援護の組織・支援もないまま、おのずと被爆者援護の権利を放棄する状態が続いていたことを明らかにした。

文化人類学者の松田は、韓国人原爆被害者にとって「被爆者健康手帳」は日本の被爆者との差別を体現するものであり、怒り、恨みの感情を喚起する呪物であるが、手帳の獲得は「これでようやく日本人と同等の援護が受けられるようになった」という意識を作り出し、在外被爆者問題が解決されたかのような誤認をもたらすと分析したうえで、「在韓被爆者を生み出した近代日本の歴史への認識、被爆後放置し『見えない被爆者』としてきた日本社会と日本国家と意識と構造はモノ的解決とは別の次元に継続され再生産されている」と指摘している〔松田 2009〕。中国人留学生の被爆健康手帳の交付から見てきたのも、まさにこのような被爆の多重的構造と日本社会の構造・意識ではないだろうか。

(2) 意識のグローバル化とヒロシマ

原爆被害は世界の非核と反戦を掲げる平和運動と原子力利用の是非とに関わっている点を忘れてはならない。非核・反戦による平和は人類共通の悲願であり、原子力問題は世界各国に共通した課題である。国籍や地域にとらわれず、広島・長崎の原子爆弾被爆から国際的な核の問題に目を向け、相互理解に基づき、被爆体験の発信、また核廃絶をめぐる対話の環境を構築していかなければならない。由明哲の広島での被爆体験が1950年に『人民日報』に発表されたが、朝鮮戦争開始にともない、この記事は政府に批判されることとなった。1955年の第1回日本原水爆禁止世界大会が開催されてから1960年代はじめまで、中国は毎回欠かさず参加していた。また、広島・長崎

の被爆者援護のため、当時総額約 722 万円を第 1 回日本原水爆禁止世界大会に寄贈している³⁴。

他方、日本の被爆者援護制度が在外被爆者の被爆体験と原爆への思いを包摂的に引き受けることによって、「意識のグローバル化」からヒロシマの枠組みは再構築され、国際的な相互理解にも寄与できると考えられる。

(3) 草の根の平和交流としての中国人留学生への被爆者援護

王の被爆体験は、日本人教員や知人の支援、避難所での療養が記録されただけでなく、日中の国交正常化を前提として、広島県議会日中友好議員連盟が直接に中国政府と交渉した結果、由と王が訪日し、被爆者健康手帳の交付が可能となったということも示されている。また、辛は韓国人被爆者援護の闘争を推し進めた原動力は、韓日両国の市民団体による草の根協力および連携であると評価した [辛 2012]。広島における中国人被爆者の調査は「強制連行された中国人被爆者との交流をすすめる会」、長崎における中国人被爆者の調査は「長崎の中国人強制連行裁判支援会」、台湾における被爆者の実態調査は、平野をはじめとする市民団体により行われてきた。それにより、従来の在外被爆者研究で焦点とされてきた歴史責任と差別問題で見落とされがちだった市民の連携や被爆体験の越境の実態を明らかにした。

在外被爆者問題は、戦争と国家権力による戦後処理から放置された基本的人権の回復という問題であり、国家を相対化する人と人とのつながりの問題でもある。本稿で論じたように、在外被爆者訴訟が「唯一の被爆国」への問いと被爆者援護の要求だとすれば、その過程に見られた日本からの支援は日本社会の歴史認識と社会思想の表れだと言えよう。

(4) 今後の課題

本稿は、広島での中国人留学生の被爆体験及び戦後の人生経験のリアリティを通して、「唯一の被爆国」の枠組みを再検討し、ヒロシマの多重性とグローバルな意味を検討した。ヒロシマは、原爆被害を経験した地として原爆被害の実相を伝えるだけでなく、我々が戦後補償、戦争の構造、核廃絶、国際理解等の多様な社会問題と向き合う概念装置でもある。なお、本稿は、中

国人の被爆を留学生の事例から取り上げたが、中国人の被爆体験は多様であり、それらの比較をとおして、中国人被爆問題及び援護の問題と戦後補償、さらに中国の国内政治・社会の変容と被爆者の人生との関係を総合的に検討することについては今後の課題としたい。

¹ 1957年に施行された「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（原爆医療法）及び1968年に施行された「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」（原爆特別措置法）の、いわゆる原爆二法に基づき、被爆者の健康診断、医療の給付、各種手当の支給等の援護対策が行われてきた。また、被爆者の高齢化の進行など被爆者を取り巻く環境の変化に伴い、施策を更に充実発展させた総合的な対策を講ずることが強く求められるようになり、被爆後50年を契機に、1994年の第131回国会において、原爆二法を一本化した「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（被爆者援護法）が成立した。

² 1971年、釜山在住の被爆者・孫振斗は福岡県に被爆者健康手帳の交付を申請するが、福岡県は「外国人被爆者には交付できない」と却下した。孫は1972年10月、福岡県と厚生省を相手取り、「被爆者健康手帳申請却下処分取り消し訴訟」を提訴した。そして、1978年3月、最高裁は『「原爆医療法」は、被爆による健康上の障害の特異性と重大性のゆえに、その救済について内外人を区別すべきではないとしたものにほかならず、同法が国家補償の趣旨をあわせもつもの」と解し、「被爆者の置かれている特別な健康状態に着目して、これを救済するという人道的目的の立法である」と位置づけ、孫振斗全面勝利の判決を下した。

³ 被爆者援護法に定める「被爆者」とは、1 直接被爆者、2 入市者、3 救護、死体処理にあたった者、4 上記の1から3に該当する者の胎児。

⁴ 例えば、ケロイドは「うつる（＝感染する）」という偏見があり、腕のケロイドは夏でも長袖を着て隠さなければならなかった。子どもが産めない、または原爆の影響が遺伝する恐怖から、結婚をあきらめる人や被爆者同士で結婚した人は多い。井伏鱒二の小説『黒い雨』（新潮社 1966）では、主人公の矢須子は縁談が持ち上がるたびに「市内で勤労奉仕中、被爆した被爆者」とのデマが流れ、破談が繰り返されていたことが描かれている。

⁵ 朝鮮人被爆者数、死者数については諸説ある。韓国原爆被害者援護協会（現韓国原爆被害者協会）が1972年に発表した被害状況は、被爆者5万

人、死者 3 万人と記されている。広島・長崎両市の原爆災害誌編集委員会が発行した「広島・長崎の原爆災害」(岩波書店 1979) は、被爆者 2 万 5000～2 万 8000 人、被爆直後の死者 5000～8000 人と推定した (いずれも広島に限った人数)。

⁶ アメリカ政府は直接被爆したアメリカ人捕虜が 10 名いたと認定したが、森重昭の研究では、12 名と判明し、2009 年に国立広島原爆死没者追悼平和祈念館への 12 名全員の遺影付きの登録が完了した。ほか、長崎では 9 名 (アメリカ 7・イギリス 1・オランダ 1) の捕虜が被爆死している。森重昭の『原爆で死んだ米兵秘史』(潮書房光人社 2016) を参照。

⁷ 広島市の万代橋の近くにかつて南方留学生在が住んでいた「興南寮跡」の記念碑が 1976 年に建てられ、1995 年に移設、建て替えられている。留学生 25 人が住んでいたといい、そのうち、5 名の被爆死が確認されている。南方留学生的の原爆被爆に関する詳細は、中山士朗の『天の羊：被爆死した南方特別留学生』(三交社 1982) や江上芳郎の「南方特別留学生招へい事業に関する研究 (9)：南方特別留学生と原子爆弾被爆」(『鹿児島経大論集』34(1)、pp. 215-241、1994) を参照できる。

⁸ 2004 年 10 月から在外被爆者が居住国の医療機関に支払った医療費の一部が助成されることになり、さらに 2005 年 11 月 30 日から在外被爆者が居住国において在外公館を活用することにより、手当等の申請手続きができるようになった。2015 年 12 月 28 日に発令された「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成 27 年厚生労働省令第 174 号) により、2016 年 1 月 1 日から、韓国に居住する被爆者は長崎県に、韓国以外の国・地域に居住する被爆者は広島県に支給申請を行い、法の規定に基づく医療費の支給を受けることが可能になった。

⁹ 主に、次の 5 つの枠組みの支援を行っている。手帳交付のための渡日支援、治療のための渡日支援、現地における健康相談等、医療費に対する助成、医師等の研修受入・派遣。

¹⁰ 日本政府は 1942 年に中国人を「移入」することを閣議決定した。日本軍は、主に河北省や山東省などの華北地方で兵士や農民などの中国人を拘束し、中国各地に設置した収容所に集めた後、日本に連行した。日本では、鉱山労働、港湾荷役、発電所や飛行場建設など全国 135 カ所の事業場で、危険な重労働に従事させた。日本敗戦までに約 4 万人の中国人を強制連行し、虐待や栄養失調、厳しい労働のために約 7 千人を死亡させた。敗戦後、日本政府 (外務省) は戦勝国である中国政府に対して説明する必要性に迫られ、中国人を使役した 35 企業に命じて 135 事業場から『事業場報告書』を提出させ、これを基に中国人強制連行に関する報告書 (『外務省報告書』) を作成し

た。1994年6月、日本政府はようやく外務省が作成した報告書の存在を認め、強制連行であったことを公式に認めて遺憾の意を表明した。

¹¹ 1992年1月、長崎平和公園の地下に大規模駐車場を建設するための工事中、爆心地の北250mの場所に、刑務所の基礎部分、死刑場の階段など、旧浦上刑務支所の遺構が現れた。

¹² 1945年7月13日夜、坪野の第1中隊収容所内で中国人が大隊長と3班長を殴って死亡させた。容疑者として徐立伝ら11人が逮捕され、加計署に留置されて取り調べを受けた後、送検されて広島刑務所の未決監に移送された。8月6日広島刑務所の独房で原爆により被爆したが、全員が生き残った。日本敗戦後、9月12日に釈放されて安野に戻り、皆と一緒に集団で帰国した。また、11人が逮捕された後、班長たち5人が首謀者の嫌疑で再逮捕された。5人は8月6日、爆心地近くで取り調べを受けていて、全員が原爆死した。殴打致死事件は食料の不公平な分配がきっかけとなり一部の人が相談して実行したものであるが、逮捕された16人の多くは事件に直接関与していなかった[強制連行された中国人被爆者との交流をすすめる会1995]。

¹³ 平野伸人編『台湾の被爆者たち』（長崎新聞社2012）を参照。

¹⁴ 財団法人日華協会「昭和二十一年度事業報告書」、戦後期外務省記録P.1.8.1.1-26『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係 日華学会（協会）関係』第1巻。

¹⁵ 「満州・モンゴル出身」は原文のままであるが、現在の中国東北地方と内モンゴル自治区にあたる。広島市役所編『広島原爆戦災誌』第1巻、広島市、1971年、pp.173。

¹⁶ 広島大学原爆死致死者慰霊行事委員会編『生死の火』広島大学原爆死致死者慰霊行事委員会、1975年、pp.339-340。

¹⁷ 江上芳郎「中国人留学生と原子爆弾被爆」『学内通信』15期第3号、1983年。

¹⁸ 周一川「奈良女子高等師範学校における「満州国」留学生」『人文学研究所報』第45号、pp.63-76、2011。

¹⁹ 『中国新聞』1981年7月17日付。

²⁰ 閣議決定「留日学生教育非常措置要綱ヲ定ム」1944年12月29日、国立公文書館、類2872『公文類聚第六十八編昭和十九年』巻74、学事門二、国民学校雑載。

²¹ 江上は「中国人留学生と原子爆弾被爆」『（広島大学）学内通信』15期第3号において6月30日と記述した。ただし『中国新聞』（2014年10月16日付）の記事では、「記録によれば、中区東千田町の校内に爆撃があったの

- は45年5月」と記載されており、月が異なる。
- 22 ただし『中国新聞』（2004年10月16日付）の記事では「教室には私ともう一人いただけ」と回想した。
- 23 『学内通信』では「10メートル先は全く見えなかった」と記載される。
- 24 『中国新聞』（1979年11月21日付）。
- 25 「由明哲から正行寺松野阿梶への手紙」（1979年2月11日付）。
- 26 『中国新聞』（1979年12月8日付）
- 27 筆者が2011年に行ったインタビュー調査。
- 28 『中国新聞』（1981年7月19日付）。
- 29 『中国新聞』（1981年7月20日付）。
- 30 松本無外は、当時新京（今の長春）軍官学校の教官として勤務し、1945年5月に長春にて死去。妻の阿梶も長春に滞在していた。娘の洪野は6月に生まれ、1946年に母阿梶とともに広島に引き上げてきた。
- 31 「王大文から正行寺松野阿梶への手紙」（1979年8月27日付）。
- 32 『中国新聞』（2004年7月2日付）。
- 33 検査を受け、神経系の病気があることが判明。4級の被害ということで、広島被爆者援護会から栄養費として毎月約37,600円の受給がスタートした。
- 34 今堀誠二の『中国と私そしてヒロシマ』（溪水社1988）、小林文男の『日中関係への思考』（勁草書房1993）なども参照。

参考文献

- 今堀誠二 1988 『中国と私そしてヒロシマ』 溪水社
- 宇高雄志 2012 『南方特別留学生ラザクの「戦後」：広島・マレーシア・ヒロシマ』 南船北馬舎
- 宇吹暁 2014 『ヒロシマ戦後史：被爆体験はどううけとめられてきたか』 岩波書店
- 浦上刑務支所中国人原爆犠牲者追悼碑建立委員会 2008 『浦上刑務支所 中国人原爆犠牲者追悼碑報告集』 福田印刷
- 江上芳郎 1983 「中国人留学生と原子爆弾被爆」『（広島大学）学内通信』 15期3号、pp.175-193
- 1993 「南方特別留学生招へい事業に関する研究（9）：南方特別留学生と原子爆弾被爆」『鹿兒島経大論集』 34巻第1号、 pp. 215-241

- 1994「南方特別留学生招へい事業に関する研究(12):戦後における南方特別留学生及び遺族の広島訪問」『鹿兒島経大論集』34 巻第 4 号、pp.43-66
- オスマン・プティ著、小野沢純 [ほか] 訳 1991 『わが心のヒロシマ:マラヤから来た南方特別留学生』 勁草書房
- 強制連行された中国人被爆者との交流をすすめる会編 1995 『中国人被爆者・癒えない痛苦:獄中被爆の真相を追う』 明石書店
- 厚生労働省 2010 「平成 17 年度原子爆弾被爆者実態調査」(調査結果の概要)
- 小林文男・小松出 1987 「中国青年の核意識・平和観・ヒロシマ観:上海・重慶・北京・広島における初歩的調査をとおして」『IPSHU 研究報告シリーズ 研究報告 No15』、広島大学平和科学研究センター
- 小林文男 1991 「強制連行と原爆被害:長崎における中国人犠牲者の遺族調査を終えて」『広島平和科学』、pp.23-46
- 1993 『日中関係への思考』 勁草書房
- 2004 「ある中国人被爆者 広島文理大卒業生 初慶芝を訪ねて」『広大フォーラム』第 385 号
- 周一川 2011 「奈良女子高等師範学校における「満州国」留学生」『人文学研究所報』45、pp. 63-76
- 辛亨根・川野徳幸 2012 「韓国人原爆被害者研究の過程とその課題」『広島平和科学』第 34 号、pp. 161-187
- 2013 「韓国人被爆者問題をめぐる草の根交流」『広島平和科学』第 35 号、pp. 103-128
- 杉原達 2002 『中国人強制連行』 岩波書店
- 田遠 2015 「戦後直後における中国人留学生の境遇と選択:1945-1952——主に『中国留日学生報』をとおして」『言語と文化論集』(特別号)、神奈川大学大学院
- 竹峰誠一郎 2008a 「被爆者という言葉がもつ政治性」『立命館平和研究』第 9 号、pp. 21-30
- 2008b 「グローバルヒバク」『環境事典』、pp. 282-283
- 2016 「「ヒバクシャ」の言葉の源流をたずねて-1977 年 NGO「被爆の

- 実相とその後遺・被爆者の実情に関する国際シンポジウム」にみる」、
『明星大学社会学研究紀要』第 36 号、pp.101-113
- 田中剛 2013 「日本敗戦前後の中国人留日学生政策：汪精衛政権・「満洲国」・
「蒙疆政権」、森時彦編『長江流域社会の歴史景観』京都大学人文科学
研究所、pp.234-263
- 田村和之 2008 「在外被爆者援護の現状と課題：40 年の歴史的考察をとおし
て」『賃金と社会保障』第 1390 号、旬報社
- 2009 「在外被爆者援護の到達点と課題：2007 年の 2 件の最高裁判決
を踏まえて」『賃金と社会保障』第 1465 号、旬報社
- 中山士朗 1982 『天の羊：被爆死した南方特別留学生』三交社
- 平岡敬 1972 『偏見と差別』未来社
- 平野伸人 2009 『海の向こうの被爆者たち：在外被爆者問題の理解のために』
八月書館
- 編 2012 『台湾の被爆者たち』長崎新聞社
- 広島県 1979 『広島県原爆被災誌』広島県
- 広島市社会局原爆被害対策部 2007 『原爆被爆者対策事業概要』広島市
- 広島大学原爆死歿者慰霊行事委員会 1975 『生死の火：広島大学原爆被災誌』
広島大学
- 藤原帰一 2001 『戦争を記憶する：広島・ホロコーストと現在』講談社
- 前田哲男 2006 『戦略爆撃の思想：ゲルニカ・重慶・広島への軌跡』凱風社
- 松田素二 2009 「平和のフェティシズム考：文化的フェティシズムの新たな
地平」『フェティシズム論の系譜』田中雅一編、pp.241-274、京都大学
学術出版社
- 森重昭 2016 『原爆で死んだ米兵秘史』潮書房光人社
(yangxiaopingjp@yahoo.co.jp)